

総合的、体系的若者雇用対策を求める意見書

若者を取り巻く雇用環境は、非正規労働者の増加、中小事業者における離職率の高さ、180万人と言われるフリーターや60万人とされるニートなど、大きな社会問題となっている。

また、若者が働きながら安心して家庭を持つことができるようにすることは、少子化に歯止めをかけるためにも極めて重要である。

若者雇用対策を総合的かつ体系的に推進するための仕組みを構築するため、政府において下記の対策を講じるよう要望する。

記

- 一、若者雇用に係る総合的、体系的な対策を進めるため、若者雇用対策法を制定し、緊密に連携して支援できる枠組みを整備すること。
 - 一、「若者応援企業宣言」事業について、中小企業等の認定制度として拡充し、認定企業の支援措置を新設すること。また企業が若者を募集する際の情報開示を促す仕組みを検討すること。
 - 一、新卒応援ハローワークにおける支援措置を強化すること。
 - 一、若者が主体的に職業選択・キャリア形成ができるよう、在学時からのキャリア教育の充実強化を図ること。
 - 一、ニート等の若者の孤立化を防ぎ、自立に向けた充実した支援を行うことができるよう地域若者サポートステーションの機能の強化を図ること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年7月4日

寝屋川市議会

(提出先) 内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、総務大臣

地域包括ケアシステム構築のため地域の実情に応じた支援を求める意見書

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、地域包括ケアシステムの構築が進み始めた。

全国の自治体でも、平成 27 年度からの第 6 期介護保険事業計画の策定に向けて、いわゆる 2025 年の姿を展望しながら、増高する保険料などに苦慮しながら取組を行っているところである。

については、全国の自治体のそれぞれの実情に応じて国の積極的な支援を図るよう、下記のとおり要望する。

記

一、医療・介護・福祉の人材を確保する効果的な対策を講じるとともに次期介護報酬改定に向けて的確な対応を行うこと。

また、外国人の活用が議論されているが、現在の介護従事者の社会的評価に与える影響を十分考慮し、慎重な議論を行うこと。

一、今回の診療報酬改定については、改定の影響について実態調査を行い、適切な対応を行うこと。

一、地方自治法の改正により創設される連携協約制度の活用や、広域行政上の取組事例の周知など、市区町村への適切な情報提供に努めること。

一、自立した生活を送ることが困難な低所得・低資産の要介護高齢者の地域における受け皿づくりについて、市区町村への支援を強化すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 7 月 4 日

寝屋川市議会

(提出先) 内閣総理大臣 厚生労働大臣 総務大臣

中小企業の事業環境の改善を求める意見書

今年の春闘の大手企業からの回答では、13年ぶりに全体の賃上げ率が2%台となったが、景気全体を支え、地域経済を支える中小企業や非正規社員を取り巻く事業環境は依然厳しい状況といえる。

また、中小企業のうち87%を占める小規模事業者が全国で334万者あり、その多くは高度な技術力を基本に事業を行っていながら、人材確保や資金繰りに苦しんでおり、また、事業の拡張に踏み切れない小規模事業者も多いのが現状である。

政府においては、持続的な経済成長のため、成長の原動力である中小企業が厳しい環境を乗り切れるよう、切れ目ない経済対策が必要である。地方の中小企業が好景気を実感するため、以下の対策を講じるよう強く求める。

記

- 一、中小企業の賃上げ、収益性・生産性の向上に結び付くよう、経営基盤の強化策及び資金繰り安定化策を図ること。
 - 一、「小規模企業振興基本法」を軸に国及び地方公共団体の責務と事業者の努力で、円滑な連携と実効性が高まる制度設計を図ること。
 - 一、キャリアアップ助成金などの支援策を更に周知するとともに、一層の従業員の処遇改善策を講じること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年7月4日

寝屋川市議会

(提出先) 内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、総務大臣

子ども医療費助成制度の拡充を求める意見書

子どもたちが、病気やけがなどのため、医療機関にかかる機会は少なくない。そのため、子どもが多い世帯ほど経済的な負担が増えているのが現状である。少子化対策としても、また、子どもたちが心身ともに健やかに育てる環境整備の一つとしても、子ども医療費助成制度の拡充が求められている。

しかしながら、対象年齢や所得制限などについて、大阪府は全国最低水準であり、子ども医療費助成制度の対象年齢を大幅に拡充することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年7月4日

寝屋川市議会

(提出先) 大阪府知事